

注意・警戒情報

インターネットで格安ブランド品を購入したら、
「ニセモノ」だった！！

インターネットでブランド品が格安で販売されているウェブサイトを見つけた。商品注文し代金を支払った後、商品は届いたが明らかにニセモノだった。返品したいと業者にEメール送信したが返信はなく、ウェブサイト上にはメール以外の連絡手段の記載がないため連絡が取れない。どうしたらよいか。

アドバイス



インターネットの通販サイトで商品を購入したところ「注文したものとは違うニセモノが送られてきた」「代金を振り込んだのに商品が送られてこない」という相談が多く寄せられています。

次のようなウェブサイトは要注意です。利用は控えましょう。

- 運営者氏名・住所・電話番号が記載されておらず、連絡手段がEメールしかない。
- 正規販売店の販売価格よりも極端に安い。
- 機械翻訳のような不自然な日本語表記がある。
- 支払い手段が銀行振込のみでクレジットカードが使えない。

困ったことがあれば、すぐに身近な消費生活相談窓口へ相談しましょう。もし、取引相手が海外の事業者であった場合は、消費者庁越境消費者センターへ相談しましょう。（相談は原則としてEメールで行われます。）

消費者庁越境消費者センター <http://www.cb-ccj.caa.go.jp/index.html>

消費者庁越境消費者センターのホームページでは「模倣品の販売が確認された海外ウェブサイト及び販売が強く疑われる海外ウェブサイト」も紹介されています。随時更新されますので、ご確認ください。

消費生活相談は

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

（身近な消費生活相談窓口につながります。）

高齢者被害特別相談を行います

神奈川県と政令市の消費生活センターでは、9月16日の「敬老の日」の前後に高齢者を対象にした特別相談を実施します。契約や商品トラブルで困ったことがあればぜひご相談ください。

神奈川県の開催日 平成25年9月16日(祝・月)～18日(水)
かながわ中央消費生活センター 電話 045-311-0999

各政令市の開催日
横浜市 平成25年9月18日(水)～20日(金)
川崎市 平成25年9月11日(水)～13日(金)
相模原市 平成25年9月11日(水)～13日(金)

よくある相談事例

- ・ 知らない会社から電話があり、以前注文を受けた健康食品をこれから送ると言う。身に覚えはない。どう対応したらよいか。
- ・ 以前だまされて投資ファンドで損害を出した。先日、その損害を取り戻してあげるという電話がかかってきたが信用できるか？



消費者講座、出前します

「消費者力アップ！県民提案事業」の委託団体からのお知らせです。

出前講座をご希望の方は、それぞれの問い合わせ先に、団体・グループ名、担当者名、連絡先、希望日時、希望会場等をお知らせください。

無料出前講座のご案内 主催：Cの会

消費者被害の未然防止を図るため、みなさまの集まりに出向き、身近な生活情報(ライフプラン講座)と消費者被害未然防止情報をお届けします。

講座の内容 【ライフプラン講座】 毎日のくらしに関わる話題をわかりやすく
【消費者被害防止講座】 寸劇(訪問販売・電話勧誘・振込詐欺等)、最近の被害情報
クイズなど

問い合わせ先 Cの会 Eメール：cnokai@LIVE.jp
Fax：045-312-1862 「かながわ県民センター9階 Cの会 14-ケースNO.124」宛

行政書士がお手伝い「暮らしを守るいきいき講座」 主催：小さなクローバーの会

限りある人生の「心」「人間関係」「お財布」を整理して不安を解消し、より豊かに生きるきっかけづくりをお手伝いします。

講座の内容 【出前講座】「将来やリタイア後の不安」その正体を知ろう(申込み受付中！)
【公開講座】「いざという時のための備えは？」「安心をカタチに～遺言書を書いてみよう」
会場、日時未定。(決定次第、HPでお知らせします)

問い合わせ先 当会ホームページからお願いします <http://clovernokai-soudan.jimdo.com/>

困ったときは、一人で悩まず地元市町村の消費生活相談窓口に相談しましょう